

令和4年度 関ヶ原町一般会計予算における

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てるものとされています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の予定収入額 89,048 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 566,979 千円

【社会保障施策に要する経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	141,680	100,335	0	0	11,742	29,603
	高齢者福祉事業	613	0	0	0	174	439
	児童福祉事業	80,190	62,767	0	0	4,948	12,475
	母子福祉事業	480	0	0	0	136	344
	小計	222,963	163,102	0	0	17,000	42,861
社会保険	国民健康保険事業	40,053	29,829	0	0	2,904	7,320
	介護保険事業	117,495	6,643	0	0	31,482	79,370
	後期高齢者医療事業	123,468	18,896	0	0	29,698	74,874
	小計	281,016	55,368	0	0	64,084	161,564
保健衛生	福祉医療事業	63,000	23,958	11,000	0	7,964	20,078
	小計	63,000	23,958	11,000	0	7,964	20,078
合計	566,979	242,428	11,000	0	89,048	224,503	

※各事業区分における一般財源額の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分し充当しています。